

へき地児童生徒援助費等補助金 【文部科学省】

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_hyakka/attach/pdf/hyakka-93.pdf

補助対象者	補助対象事業	事業内容		
		補助対象経費	上限額・補助率	留意点
都道府県、市町村	スクールバス等購入費	へき地学校、過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業	1/2（高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3）	
	遠距離通学費	学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業		
		激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業		
	離島高校生修学支援事業	高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費		
その他	寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費（3～5級地）、学校間移動費、保健管理費			

（参考）令和6年度の概要 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001721707.pdf>

へき地児童生徒援助費等補助金

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

21億円
22億円



1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費

616百万円(619百万円)

へき地学校、過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

1,078百万円(1,088百万円)

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助(補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業

238百万円(238百万円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

204百万円(204百万円)

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費(3～5級地)、学校間移動費、保健管理費

3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1/2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3)



(初等中等教育局財務課)

広域的保育所等利用事業（保育対策総合支援事業費補助金） 【こども家庭庁】

送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある保育所等の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等。）の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるような体制整備を行う。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001721707.pdf> https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001620304.pdf

補助対象者	補助対象事業	事業内容		
		補助対象経費	上限額・補助率	留意点
市区町村	こども送迎センター等事業	市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等	国：1/2、市区町村：1/2 ・保育士雇上費 5,000 千円 (加配数に応じて 3,000 千円を加算) ・運転手雇上費 5,000 千円 (加配数に応じて 3,000 千円を加算)	
	代替屋外遊戯場送迎事業	各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等	・事業費（損害賠償保険含む）10,202 千円（自宅送迎の場合 1,119 千円） ・バス購入費 15,000 千円	
	こども送迎センター設置改修事業	既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費	・バス借上費 7,500 千円 ・改修費 7,270 千円	

（参考）令和 6 年度の概要

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/214cacce-0305-4ce9-a120-355df90cf035/714736d3/20230901_policies_hoiku_yosan_06.pdf

（2）広域的保育所等利用事業（保育対策総合支援事業費補助金）

近隣に入所可能な保育所等が見つからないこどもに対し、自宅から遠距離にある保育所等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助する。

【実施主体】	市区町村		
【補助基準額】	・保育士雇上費	5,000千円	（加配数に応じて3,000千円を加算）
	・運転手雇上費	5,000千円	（加配数に応じて3,000千円を加算）
	・事業費（損害賠償保険含む）	10,202千円	（自宅送迎の場合 1,119千円）
	・バス購入費	15,000千円	・バス借上費 7,500千円
	・改修費	7,270千円	
【補助割合】	国：1/2、市区町村：1/2		

（放課後児童健全育成事業のうち）放課後児童クラブ送迎支援事業（子ども・子育て支援交付金）【こども家庭庁】

授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（放課後児童健全育成事業所）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001721707.pdf>

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0abf2f27-1ebe-4fa2-bab8-362dd67ffc4b/d4e78440/20230401_policies_kosodateshien_houkago-jidou_hourei-tsuuti_32.pdf

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0abf2f27-1ebe-4fa2-bab8-362dd67ffc4b/a23da4cb/20230401_policies_kosodateshien_houkago-jidou_hourei-tsuuti_33.pdf

補助対象者	補助対象事業	事業内容		
		補助対象経費	上限額・補助率	留意点
市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）	放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎		1支援の単位当たり年額 521,000円	

（参考）令和6年度の概要

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/efa58163-4cc2-43d6-ba57-3df41d552a52/96431633/20230830_policies_kosodateshien_budget_03.pdf

5. 令和6年度予算における運営費の主な拡充内容

① 放課後児童健全育成事業（運営費）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。

（補助基準額（案））

- ・常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合：6,552千円（1支援の単位当たり年額）
- ・国の設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合：4,868千円（1支援の単位当たり年額）

② 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料支援）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

賃貸物件を活用して実施している放課後児童クラブの賃借料支援について、1支援の単位当たりの利用児童数の実態を踏まえ、補助基準額を引き上げる。

（補助基準額（案））

- ・1支援の単位当たり年額：3,374千円（R5年度：3,066千円）

③ 放課後児童クラブ送迎支援事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

待機児童が100人以上発生している市町村が放課後児童クラブ送迎支援事業を実施する場合の補助基準額を引き上げる。

（補助基準額（案））

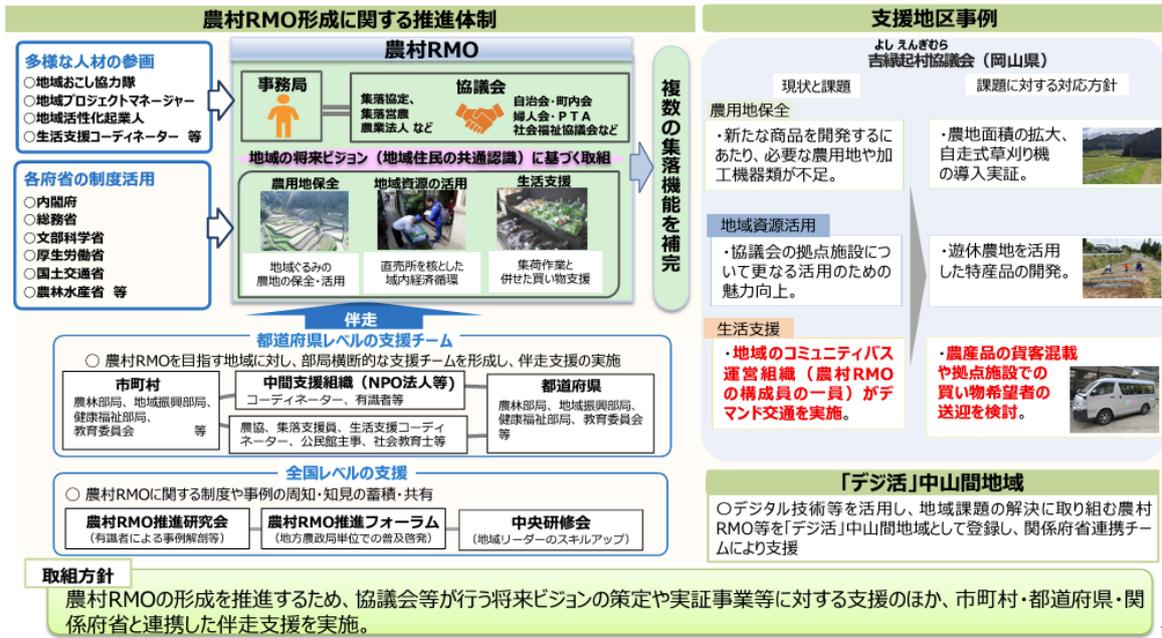
- ・1支援の単位当たり年額：536千円
- ・待機児童が100人以上発生している自治体の場合：1,073千円

予算・制度・施策	関連予算/制度の概要
○介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険制度）を活用した移動支援	・地域住民の互助活動として、要支援者等の通院・買い物等の支援の一環として車両を用いた移動支援を行う場合、当該活動に要する費用を補助する。
○地域生活支援事業（障害福祉制度）を活用した移動支援	・屋外での移動が困難な障害児・者を対象とした社会生活上必要不可欠や余暇活動等の社会参加のための外出の支援に対し、その費用を補助する。・市町村の判断により、車両を用いた移送も含め、柔軟な形態で実施することが可能である。
○保険者機能強化推進交付金	・自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進している。移動支援・送迎の取組についても、担い手不足の解消に向けて、外出支援ボランティアの養成等を実施する例もみられる。
○通所介護の送迎車両の取扱い	・通所介護事業所の送迎車両を未利用時間帯に送迎以外の目的で利用することについては、解釈通知において、「利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能」としている。
○訪問介護による通院等乗降介助	<p>・要介護者である利用者に対し、通院等のため、訪問介護員等が自らの運転する車両への乗車・降車の介助等を行った場合、通院等乗降介助として介護報酬が算定される。</p> <p>・介護保険給付の対象として適切と考えられる範囲であれば、行き先を限定していないほか、送迎の始点または終点が居宅となる場合、通所介護事業所等から複数の目的地（病院等）への移送であっても、同一の訪問介護事業所が行えば介護報酬の算定対象とした（令和3年度報酬改定）。</p>

中山間地域等において、複数の農村集落の機能を補完する農村 RMO の形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/>

集落機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成推進

- 中山間地域では、人口減少や高齢化が急速に進行しており、農地や生活環境を維持していくために必要な集落機能が弱体化。
- このため、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、デマンド交通と連携した取組など、地域の状況に応じた生活支援の取組を行う農村RMOの形成を支援。
- また、デジタル技術を活用する農村RMO等を「デジ活」中山間地域として登録し、関係府省と連携して支援。



【農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/attach/pdf/chusankan_suishin-6.pdf

補助対象者	補助対象事業	事業内容		
		補助対象経費	上限額・補助率	留意点
複数集落を含む地域協議会	農村 RMO モデル形成支援	以下の取組に係る調査、計画作成又は実証に関する取組を支援 ア 農用地保全に関する取組 イ 地域資源活用に関する取組 ウ 生活支援に関する取組 旅費、諸謝金、委託費、事務費、土地基盤・機械・施設等整備費	定額（1,000万円（年基準額）×事業年数）	
民間団体（農林水産業を営む法人、社会福祉法人、地域協議会、民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人等）	農村 RMO 形成伴走支援	ア 全国単位における取組 各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行うプラットフォームの整備の取組等 旅費、諸謝金、委託費、事務費	農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。	
都道府県		イ 都道府県単位における取組 中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組等 旅費、諸謝金、委託費、事務費、土地基	定額	

		盤・機械・施設等整備費		
--	--	-------------	--	--

事例：吉縁起村協議会（岡山県）

（参考）令和6年度の概要

令和6年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策（農村型地域運営組織形成伴走支援））の公募について

https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin/240209_281-14.html

農林水産省では、「農泊」に取り組む地域に対し、地域が一丸となって取り組むための体制整備、地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツを磨き上げる取組、古民家や廃校等を活用した滞在施設等の整備への支援を行っています。また、全国対策で、「農泊」に取り組む地域が効率的かつ効果的に事業を推進できるように、国内外へのプロモーション等も実施しています。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/shinko_kouhukin-58.pdf

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/shinko_kouhukin-100.pdf

農泊による農山漁村の所得向上と関係人口の創出に向けて

- 農泊とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。農山漁村の所得向上と関係人口の創出に向け、地域一体となって宿泊・食事・体験コンテンツを提供。
- 農泊地域への誘客増大、消費機会の拡大を図るためには、インバウンドなど自動車の運転ができない者でもアクセス可能な環境の整備が重要であるが、交通関係者との連携が不足。
- 農泊地域の関係者が、交通関係者と連携し、観光アクセス交通・周遊交通を確保できるような情報を提供していく。

農泊の取組

地域協議会の枠組みにおいて地域一体となって実施

宿泊	食	体験
<古民家一棟貸し等> 京都府南丹市美山町	<ジビエ等> 北海道鶴巻村	<棚田百選の景観等> 和歌山県有田川町

地域協議会(全国621地域)

小売業(お土産等) 飲食業 宿泊業
金融業 中核法人 旅行業
交通業 農林水産業

立ち寄るのみだと...
滞在時間:短→「通過型観光」
利益は限定・局所的

充実すると...
滞在時間:長→「滞在型観光」
地域の利益の最大化

農泊地域における取組事例

- 交通事業者と連携して地域への観光アクセスを確保している例
南丹市美山観光まちづくり協会(京都府)
・地域協議会の**中核法人(DMO)**が調整主体となって、構成員である**交通事業者**(京阪京都交通)と連携し、京都駅等からの土日祝の**バスアクセス**を確保。
- 中核法人の**HPで公共交通利用の場合の周遊ルート**などを明瞭に案内。
- 自家用有償旅客運送をエリア内周遊に活用している例
伊根町観光協会(京都府)
・観光客も地域内の周遊に活用できる**デマンド型**の自家用有償旅客運送「いねタク」を町が提供。**地域協議会の中核法人が仲介しHPや宿泊施設において乗り方を周知**。
- ・1回300円、ネット予約可、ふるさと納税返礼品「海の京都コイン」での支払いも可。泊食分離の観光地域づくりの前提として活躍。

農泊における交通面での課題

- ・地域の交通事業者と関わりがある地域協議会は22%。一方、交通事業者が営利上の判断のみで農山漁村の観光需要に応じることは難しい。
- ・インバウンドが使える移動手段がない。
- ・公共交通が不足しており、客が来ない。移動手段の確保が課題。タクシーは利用可能だが、高い。等

地域協議会と、自治体交通部署等を含む交通関係者の連携が課題

取組方針

先進事例について調査・分析を行うとともに、取組着手に必要な手順について整理し、農泊に取り組む地域の関係者に向けて情報発信

【農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）】

交付対象者	交付対象事業	事業内容		
		交付対象経費	上限額・交付率	留意点
地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者又は特定非営利活動法人	農泊推進事業	人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料、研修手当、工事費、実施設計費並びに工事雑費	交付率は定額、各年度の助成額の上限額 500 万円	
	人材活用事業		交付率は定額、各年度の助成額の上限額 250 万円 等	
地域協議会	農泊地域高度化促進事業		(事業による)	
地域協議会と農家民泊経営者等との連携体	農家民宿転換促進費		交付率は定額、農家民泊経営者1名当たり上限100万円又は費用の1/2以内	

【農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）】

交付対象者	交付対象事業	事業内容
-------	--------	------

		交付対象経費	上限額・交付率	留意点
市町村、地域協議会の中核となる法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者又は特定非営利活動法人	市町村・中核法人実施型	人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料、研修手当、工事費、実施設計費並び	交付率は1/2以内、2か年の助成額の上限は2,500万円等	
地域協議会と農家民泊経営者等との連携体	農家民泊経営者等実施型	に工事雑費	交付率は1/2以内、助成額の上限は5,000万円等	
都道府県 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業	広域ネットワーク推進事業		(事業による)	

事例：南丹市美山観光まちづくり協会（京都府）、伊根町観光協会（京都府）

（参考）令和6年度の概要（公募情報）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

食品等流通持続化モデル総合対策事業 【農林水産省】

食品等流通の合理化を図るため、デジタル化・データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、コールドチェーンの整備などによる重点政策に対応した効率的なサプライチェーン・モデルの構築を支援

https://www.maff.go.jp/j/g_biki/hojyo/r5/230215.html

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/attach/pdf/access_sien-6.pdf

○ 食品等流通持続化モデル総合対策事業

【令和5年度予算概算決定額 219 (244) 百万円】

<対策のポイント>

フィジカルインターネットの実現を見据え、食品等流通の合理化を図るため、農林水産物・食品の物流標準化に向けた検討を進めるとともに、標準化ガイドラインに準拠し、デジタル化・データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、コールドチェーンの整備などによる重点政策に対応した効率的なサプライチェーン・モデルを構築します。

<事業目標>

- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10% [2030年まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 農林水産物・食品の物流標準化事業

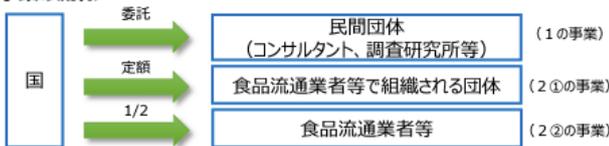
農林水産物・食品の物流標準化に向けて、青果物、花き、水産物等の品目ごとの関係者検討会を組織し、ガイドラインの策定に向けた検討会の運営と調査及び実証を行います。

2. デジタル化・データ連携による効率的な食品流通モデルの構築

コードを標準化し、デジタル化・データ連携することで、サプライチェーンの全ての者が効率的な流通にアクセス可能となり、全体の業務を効率化し、コスト低減を実現するモデルを構築します。

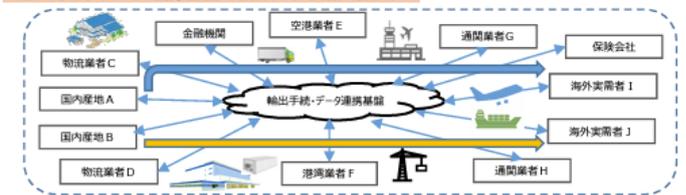
- ① 国際的な標準規格等と調和した、コードの標準化、システム間データ連携による受発注・トレーサビリティの実証等の取組モデルを支援します。
 - ② ①の取組と合わせて、コード標準化、データ連携による受発注・トレーサビリティの実証等の効果を最大限に活用する観点から、自動化技術の導入、コールドチェーンの確保等の取組モデルを支援します。
- 特に、みどりの食料システム戦略、農林水産物・食品の輸出促進、食料品アクセス問題に対応する取組モデルについて重点的に支援します。

<事業の流れ>

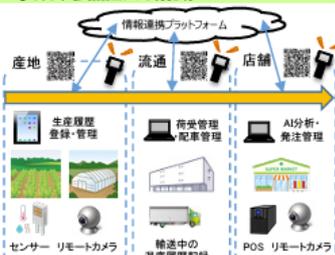


<事業イメージ>

・輸出手続・データ連携基盤の構築による輸出拡大



・需要予測に基づく出荷調整による事業系食品ロス削減



・ラストワンマイル配送による食料品アクセスの確保



【お問い合わせ先】大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 (03-3502-5741)

補助対象者	補助対象事業	事業内容		
		補助対象経費	上限額・補助率	留意点
食品流通業者、企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、農業協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者等を構成員とする協議会又は大臣官房総括審議官が特に必要と認める団体		調査・実証事業：定額 設備・機器リース導入事業：物件価格の2分の1以内		

事例：大阪いずみ市民生活協同組合

※令和4年度に大阪いずみ市民生活協同組合が採択されて事例として紹介されているが、令和5年度にこの補助金での公募が見つけられなかった

デジタル田園都市国家構想交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他の地域等で既に確立されている優良モデル等を活用した実装の取組や、オープンなデータ連携基盤を活用するモデルケースとなり得る取組、地方への新たなひとの流れを創出する取組等の費用に充てるため、又はデジタルの活用などによる地方創生に資する取組や拠点施設及び道・汚水処理施設・港の整備等の費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図ることを目的とする。

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/pdf/denenkohukin_2023_seidoyoukou.pdf

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>

【デジタル実装タイプ】

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/digidenkohukin_2023type1_gaiyou.pdf

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/denenkohukin_telework2023_gaiyou.pdf

交付対象者	交付対象事業	事業内容		
		交付対象経費	上限額・交付率	留意点
地方公共団体	TYPE1：優良モデル導入支援型 他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用して迅速に横展開する実装の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・実装事業の計画立案・修正等の経費 ・外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費 ・事業評価に要する経費 ・既存施設改修等の事業拠点整備経費 	1/2 1事業あたり国費1億円	
	TYPE2：データ連携基盤活用型 オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る実装の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に必要となる設備・備品の整備に関する経費 ・広報・PR経費、プロモーション経費、マーケティング等経費 ・事業の立上げに掛かる費用として単年度に支出するものであれば、例えば、複数年契約に基づくPCレンタル料やクラウドサービス利用料を複数年分一括して初年度に費用計上することが地方公共団体の会計ルール上適切に対応できる場合には、交付対象事業の実施計画期間としている3か年（実装計画期間1年、運営計画期間2年）を上限として対象経費に含めることが可能。 	1/2 1事業あたり国費2億円	
	TYPE3：マイナンバーカード高度利用型 マイナンバーカードの普及率が高い地方公共団体が実施する、当該地方公共団体におけるマイナンバーカードの新規用途を開拓し、また他の地域における横展開が容易な実装の取組		2/3 1事業あたり国費4億円	
	サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等の施設整備・運営・利用促進等を行う取組や、サテライトオフィス等に進出する企業と地元企業等が連携して行う地域活性化に資する取組への支援により、地方への新たなひとの流れを創出する事業		2/3（高水準タイプ） 1/2（標準タイプ）	

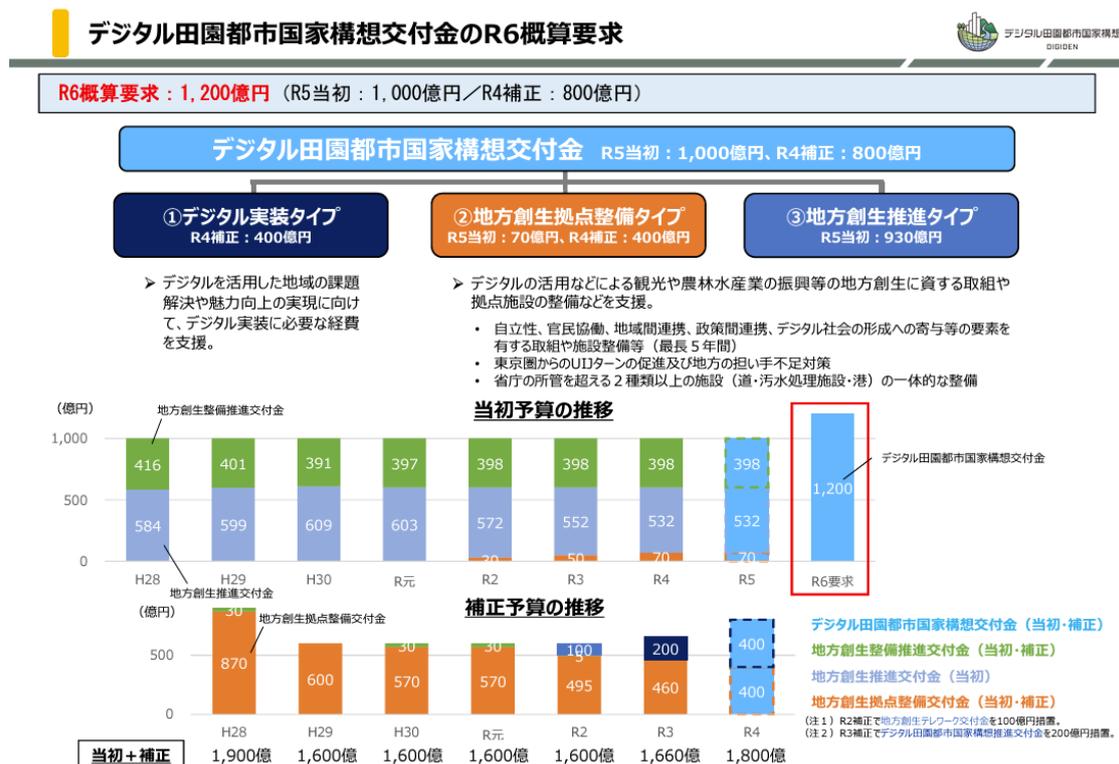
【地方創生推進タイプ】 <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/senku/index.html>

交付対象者	交付対象事業	事業内容		
		交付対象経費	上限額・交付率	留意点
地方公共団体	先駆型 先駆性の高い最長5年間の事業	<ul style="list-style-type: none"> 事業構想・計画立案経費 市場調査経費（テストマーケティング等） 事業推進主体組成経費（協議会の設立等） 外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等） 	1/2 都道府県 3.0 億円 中枢中核都市 2.5 億円 市町村 2.0 億円	
	横展開型 先駆的・優良事例の横展開を図る最長3年間の事業	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設改修等の事業拠点整備経費 事業設備・備品経費 試作・実証経費 	1/2 都道府県 1.0 億円 中枢中核都市 0.85 億円 市町村 0.7 億円	
	Society5.0 型 地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長5年間の事業	<ul style="list-style-type: none"> 広報・PR 経費、プロモーション経費（販売促進イベント、展示会等） 	1/2、3.0 億円	

事例：岐阜県白川町「くらしの足から地域としごとを創る公共交通トライアングル事業」

（参考）令和6年度の概要

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001721707.pdf>



クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金 【経済産業省】

この補助事業は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車へ電気を供給する設備の導入にかかる経費を補助し、併せてその導入を促進することによって電気自動車等の更なる普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ることを目的とします。

【充電設備（予備分）】 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R4ho/yobi_juden_tebiki_full.pdf

補助対象者	補助対象事業	事業内容		
		補助対象経費	上限額・補助率	留意点
地方公共団体・法人・法人格をもたないマンション管理組合・個人（共同住宅のオーナー、共同住宅の居住者等）	高速道路SA・PA等、道の駅、公道への充電設備設置事業（経路充電）	充電設備の購入費	定額（1/1以内）	
		充電設備の設置工事費	定額（1/1以内）	
	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）	充電設備の購入費	1/2以内	
		充電設備の設置工事費	定額（1/1以内） 又は1/2以内	
	既設のマンション等への充電設備設置事業（基礎充電）	充電設備の購入費	1/2以内	
		充電設備の設置工事費	定額（1/1以内） 又は1/2以内	

【V2H 充放電設備／外部給電器】

補助対象者	補助対象事業	事業内容		
		補助対象経費	上限額・補助率	留意点
個人・地方公共団体・法人・その他団体等（リース会社含む）	V2H 充放電設備の購入 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html	対象の V2H 充放電設備	「実際の購入価格」の 1/2	
法人・地方公共団体、個人・リース会社	対象の外部給電器の購入 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2l.html	対象の外部給電器の購入・リース契約	購入予定価格（税抜）の 1/3 又は銘柄ごとにセンターが定める補助金交付上限額の低い方	

（参考）令和6年度の概要 https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2024/pr/en/seizou_taka_02.pdf

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金
令和6年度予算案額 **100億円（100億円）**

(1) 製造産業局自動車課
(2) 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
水素・アンモニア課

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
<p>事業目的</p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要。車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で進めることを目的とする。さらには、災害による停電等の発生時において、電動車は非常用電源として活用可能であり、電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有するV2H充放電設備や外部給電器の導入を支援する。</p> <p>事業概要</p> <p>(1) 充電インフラ整備事業等 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助。</p> <p>(2) 水素充てんインフラ整備事業 燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備費及び運営費を補助。</p>	<p>(1) 充電インフラ整備事業等</p> <p>(2) 水素充てんインフラ整備事業</p> <p>急速充電器、普通充電器（スタンド型）、普通充電器（コンセント型）、V2H充放電設備、水素ステーション</p> <p>成果目標</p> <p>車両の普及に必要不可欠なインフラとして、充電インフラを2030年までに30万口、水素充てんインフラを2030年までに1,000基程度整備する。</p>

【燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業】

この補助事業は、燃料電池自動車等に水素を供給する設備の整備を促進することによって、運輸部門における二酸化炭素排出量削減の促進を図ることを目的としています。

補助対象者	補助対象事業	事業内容		
		補助対象経費	上限額・補助率	留意点
民間団体等(地方公共団体、その他の法人(独立行政法人を除く。))及び個人事業者	水素供給設備の設置に要する経費 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/suiso_index_r05.html	水素供給設備の設置に要する経費	補助率により算定される金額と補助上限額を比べて低い金額	

【燃料電池自動車等新規需要創出活動】

この補助事業は、燃料電池自動車に水素を供給する設備の整備を進めることにより、燃料電池自動車の普及による早期の自立的な市場を確立し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築に資するとともに、関連産業の振興や雇用創出を図ることを目的としています。

補助対象者	補助対象事業	事業内容		
		補助対象経費	上限額・補助率	留意点
法人及び個人事業者(地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人を含む。連名を含む)	燃料電池自動車の需要を喚起するための新規需要創出活動 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/suiso_index_juyo_h29.html	燃料電池自動車に商用の目的で水素を供給するために必要な設備において、燃料電池自動車の需要を喚起するための新規需要創出活動費用	補助対象経費の3分の2と新規需要創出活動に使用する水素供給設備の供給方式に応じた補助上限額を比べて低い金額	

(令和6年度の概要資料が見当たらず)

無人自動運転等の CASE 対応に向けた実証・支援事業（地域新 MaaS 創出推進事業） 【経済産業省】

本事業は、新たなモビリティサービスの社会実装に向けて各地域が共通して抱える、事業面、受容・効果面、体制・環境面の課題に挑戦し、全国横展開のモデルとなる先進事例を創出することを目指しています。また、その結果新たに得られた知見を体系化し、全国各地への取組の浸透を図ります。

<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2023/k230405001.html>

https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/pdf/r5_sc_besshi6.pdf

委託対象者	委託対象事業	事業内容		
		委託対象経費	上限額・補助率	留意点
法人・団体（基礎自治体を除く）	先進パイロット地域	人件費、事業費、再委託・外注費、一般管理費	上限 4 千万円（税込）	
	MaaS コーディネーター			

（参考）令和 6 年度の概要 https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2024/pr/en/seizou_taka_01.pdf

無人自動運転等のCASE対応に向けた実証・支援事業 令和6年度概算要求額 51億円（65億円）

製造産業局自動車課

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
<p>事業目的</p> <p>運輸部門は、我が国のCO2排出量の約2割を占める分野であり、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、着実にCO2排出削減に取り組む必要がある中で、コネクテッド(Connected)、自動運転(Automated)、サービス化(Shared & Service)、電動化(Electrified)という「CASE」の技術の早期社会実装を促すことにより、運輸分野のCO2削減への貢献を目的とする。</p> <p>事業概要</p> <p>①無人自動運転サービス実装推進事業 自動運転レベル4の早期社会実装に向けて、中型バスや大型トラックを想定した先進的な自動運転実証等を行う。</p> <p>②シミュレーションによる安全性評価手法開発事業 体系化された交通シナリオ・シミュレーション等を活用し、自動運転車両の安全性評価手法を開発し、自動運転の技術標準等に関する国際的議論を主導する。</p> <p>③MaaS(Mobility as a Service)の社会実装加速に向けた実証事業 地域・社会課題の解決につながる高度なMaaS実証等を地域単位で実施するとともに、人手不足等の課題が深刻化する物流分野において、標準的なデータ利活用のための環境整備等を実施する。</p> <p>④サプライチェーンデータ連携基盤の構築に向けた実証事業 企業をまたいだデータ連携によるトレーサビリティ管理やサプライチェーンの強靱化のための実証等を行う。</p>	<p>(1) 委託事業</p> <p>先進的な自動運転サービスモデルやMaaSの実証、自動運転の安全性評価手法の確立などを、民間事業者等に委託する。</p> <div style="text-align: center;"> </div>
	<p>成果目標</p> <p>令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、以下を目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無人自動運転サービスの実現 ・国際標準化団体等での安全性評価ルールの採用 ・実証を踏まえたモビリティサービス事業環境整備

地域デジタル基盤活用推進事業

【事業の概要】

支援対象：地方公共団体、企業・団体など

<p>① 計画策定支援 コンサルティング</p>  <p>何から着手すれば良いかわからない…</p> <p>費用対効果を高めたい…</p> <p>地域のステークホルダーと連携して、持続可能な推進体制を構築したい</p> <p>デジタル技術を活用した地域課題解決のための導入・運用計画策定、推進体制の構築等を専門人材が支援します。</p> <p>【支援先団体の費用負担なし】</p>	<p>② 実証事業 新しいソリューションアイデアの実用化</p>  <p>新しい通信技術（ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi6Eなど）を活用して、地域課題の解決を図るソリューションアイデアの実用化に向けた社会実証を支援します。</p> <p>【定額】 事業規模の目安 1,000万円～8,000万円</p>	<p>③ 補助事業 地域の通信インフラの整備</p>  <p>通信インフラ（ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど）の整備を伴う、デジタル技術による地域課題解決の取組を支援します。</p> <p>【補助率 1 / 2】 補助額の目安 100万円～5,000万円</p>
--	--	--

【①計画策定支援】

補助対象者	補助対象事業	事業内容		
		補助対象経費	上限額・補助率	留意点
地域課題の洗い出しから支援を希望する団体	地域課題整理コース 解決すべき地域課題の調査、分析及び整理から、デジタル技術を活用した当該地域課題の解決策の検討及び立案までを伴走支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の抽出・整理 他地域における関連する好事例の紹介 デジタル技術の活用による課題解決の検討 ソリューション導入時期の検討 	全額	
地域課題の解決策は明確化されており、具体的な実装計画書策定の知見・ノウハウの支援を希望する団体	ソリューション実装コース 対象団体内における予算要求や国の補助金への申請・提案等への活用も念頭に置きつつ、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るためのソリューション実装計画書の策定を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク構成・機器等の要件の検討 導入・運用コストや費用対効果の検討 地域のステークホルダーとの連携体制の検討 運用モデルや資金計画、マネタイズの仕組み等の検討 事業者とのマッチング 	全額	

【②実証事業】

請負対象者	請負対象事業	事業内容		
		請負対象経費	上限額	留意点
地方公共団体、企業・団体など	全国の各地域が共通に抱える地域課題の解決に資する先進的なソリューション	ネットワーク／ソリューション機器など実証に必要な物品のリース経費、取得単価が税込10万円未満又は使	1千万～1億円程度	

	ヨン	用可能期間が1年未満の物品の購入経費、リースなどで調達できないネットワーク/ソリューション機器の購入経費、役務費、その他		
	特に地域の人材不足に起因する課題解決のための、地場企業の事業活動の効率化・合理化に資する先進的なソリューション			

【③補助事業】

補助対象者	補助対象事業	事業内容		
		補助対象経費	上限額・補助率	留意点
地方公共団体、企業・団体など	デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなど（ローカル5G/LPWAなど）の整備費用	①無線ネットワーク設備、②①に接続するソリューション機器これらと不可分な設備・機器・ソフトウェア	1/2	

(参考) 令和6年度の概要

<https://kiai.gr.jp/DiPWG/R5/PDF/03-soumu.pdf>

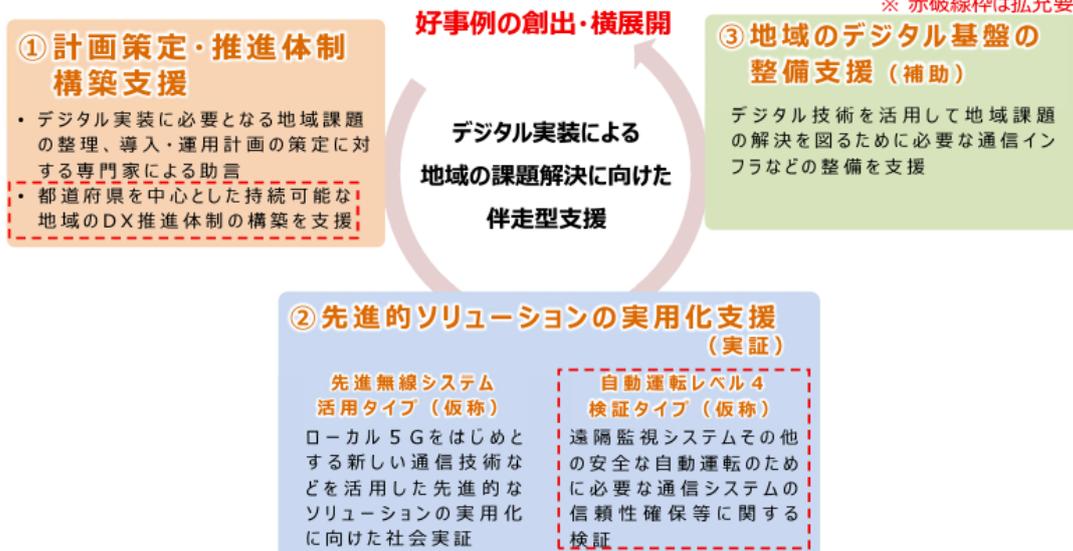
地域デジタル基盤活用推進事業

2

●「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた現状・課題を踏まえ、地方公共団体などの取組を加速させるため、①計画策定・推進体制構築の支援、②ローカル5Gなどを活用した先進的なソリューションの実用化（社会実証）、③地域の通信インフラの整備などを通じて伴走型支援を実施。

【令和6年度当初要求額】17.0億円（4年度補正 20.0億円 5年度 1.4億円）

※ 赤破線枠は拡充要求



https://www.soumu.go.jp/main_content/000874624.pdf

地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を実現するため、スマートシティに取り組む地方公共団体等による、都市OSや、都市OSに接続するサービス等の整備・改良にかかる経費の一部を補助する。

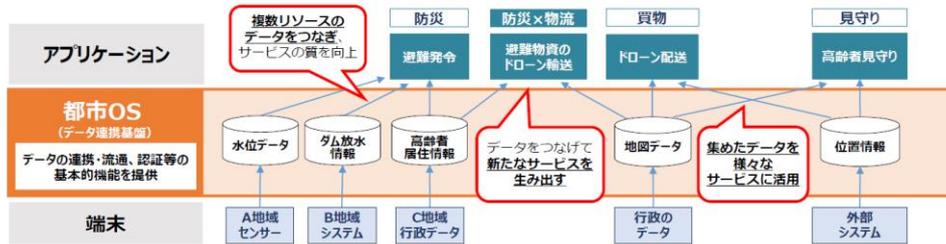
地域課題解決のためのスマートシティ推進事業の概要

地域が抱える様々な課題（防災、セキュリティ・見守り、買物支援など）をデジタル技術やデータの活用によって解決し、地域活性化につなげるため、地方公共団体等による「都市OS（データ連携基盤）」の整備・改修や、それにつながる各種サービスの実装等にかかる経費の一部を補助します。 【令和5年度当初予算 4.0億円】

- 対象事業者：地方公共団体、民間団体^(※)等
- 補助対象：「都市OS」の整備・改修、都市OSと接続するサービス・アセットの実装等
- 補助率：1/2
- ※ 民間団体が事業主体となる場合には、地域でのサービス実装等による地域課題解決について地方公共団体との間で連携が取れていることが必要

【補助対象となる「都市OS」を活用したスマートシティのイメージ】

この補助事業では、都市に関わる様々なデータを集約し、複合的な地域課題解決につなげるスマートシティの実現を支援します。分野ごとにバラバラではなく、各種スマートシティサービスの基盤となる都市OS（データ連携基盤）を活用してサービスを構築することで、分野間・地域間のデータ連携やワンストップ化によりサービスの質を向上させ、より効果的なソリューションを提供するとともに、基本機能の共通化により、開発・運用コストの低減を図ります。



補助対象者	補助対象事業	事業内容		
		補助対象経費	上限額・補助率	留意点
都道府県、市町村（一部事務組合又は広域連合を含む）、法人格を有する組織	（9種類の区分がある）	物品費、人件費・謝金、旅費、その他、一般管理費	1/2～1/3 上限あり	

（参考）令和6年度の概要 <https://kiai.gr.jp/DiPWG/R5/PDF/03-soumu.pdf>

地域課題解決のためのスマートシティ推進事業

3

● 地域が抱える様々な課題をデジタル技術やデータの活用によって解決することを目指すスマートシティの実装を関係府省と一体的に推進。

- 公募する事業：地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生のため、スマートシティリファレンスアーキテクチャを満たす都市OS/データ連携基盤の導入（整備・改修）や当該都市OSに接続するデジタル技術を活用したサービス・アセットの整備等を行う事業
- 補助対象：地方公共団体等
- 補助率：1/2
- 平成29年度から開始



- 主な補助要件
- 「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」に基づき、スマートシティの構成要素が明確に整理されており、可視化されていること
 - 上限無し・下限300万円、最低5年間継続、都市OS等はクラウド上で構築、実施計画・推進体制整備済みであること
 - 「スマートシティセキュリティガイドライン」遵守、他事業者・他自治体への拡張性など横展開に配慮 等

「共創・MaaS実証プロジェクト」(令和6年度)について

地域の多様な関係者の「共創」により地域交通の維持・活性化に取り組む実証プロジェクト等を支援します！

1. 共創モデル実証運行事業

※運行（次年度に運行する場合や既存運行を活用する場合を含む）を伴う実証事業が対象となります。
運行の交通モード（鉄道・路線バス・デマンド交通・自家用有償旅客運送・タクシー・航路など）は問いません。

交通を地域のくらしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)※によりその維持・活性化に取り組む実証事業

【補助対象事業者】 交通事業者等を含む複数の共創主体で構成される協議会や連携スキーム等
（「共創プラットフォーム」）

【補助対象経費】 ・事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等
・事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費
・実証事業に要する経費

※「官民共創」、「交通事業者間共創」、
「他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)」



<補助率> 地域の類型に応じて、メリハリつけた支援を展開します！（補助上限額：1億円）

A 中小都市、過疎地など 【人口10万人未満の自治体】	B 地方中心都市など 【人口10万人以上の自治体】	C 大都市など 【東京23区・三大都市圏の政令指定都市】
500万円以下は定額 500万円超部分は2/3	補助率 2/3	補助率 1/2

2. モビリティ人材育成事業

地域公共交通のリ・デザインを推進するため、モビリティ人材（交通に関する知見・データ活用のノウハウ・コーディネートスキル等を有する人材）の育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業

【補助対象事業者】 地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う、都道府県・市町村・交通関係団体・まちづくり団体等の民間事業者・NPO法人等

【補助対象経費】 地域交通分野におけるモビリティ人材の育成に関する取組実施経費

【補助率・上限額】 定額（上限3千万円）

上記1及び2の応募にあたっては、実施地域の自治体等から推薦を得ていることを要件とします。

※「日本版MaaS推進・支援事業」については、令和6年4月以降に別途公募します。

募集期間 令和6年2月27日～4月5日16:00
※4月下旬以降、2次公募を予定

問合せ先 事務局（バシフィックコンサルタンツ株式会社）
各地方運輸局交通政策部交通企画課 等

応募方法の詳細・問合せ先は特設ウェブサイトへ！

採択審査のポイント等は「公募要領」をご確認ください。

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

地域交通 共創 検索

【共創モデル実証運行事業】

補助対象者	補助対象事業	事業内容		
		補助対象経費	上限額・補助率	留意点
交通事業者等を含む福祉委の共創主体で構成される協議会や連携スキーム等	事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等 事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費 実証事業に要する経費		上限1億円、都市希望に応じて補助率変動	

【モビリティ人材育成事業】

補助対象者	補助対象事業	事業内容		
		補助対象経費	上限額・補助率	留意点
地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う、都道府県・市町村、交通関係団体・まちづくり団体等の民間事業者・NPO法人その他これらに類する者	地域交通分野におけるプロデュース・コーディネート人材育成に関する取組実施経費		定額(上限3千万円)	